

## 神奈川県最低賃金が10月より変更になっています。

地域別最低賃金 平成26年10月1日改正最低賃金の件名 **神奈川県最低賃金**

効力発生年月日 平成26年10月1日

<b>1 時間</b>	<b>887 円</b>
-------------	--------------

### ●適用

神奈川県内の事業場で雇用されるすべての産業の労働者に適用されます。

パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。

ただし、下欄の特定(産業別)最低賃金が適用される者は除きます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

### 【最低賃金の対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### ●特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金とは、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、神奈川県では7種類の特定(産業別)最低賃金が定められています。

塗料製造業	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
非鉄金属製品製造業	輸送用機械器具製造業	自動車小売業	